

國第十五回 參議院建設委員會會議錄第十二號

昭和二十六年五月八日（火曜日）午前  
十時四十四分開会

○河川法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○委員長(小林英三君) それでは只今  
から委員会を開会いたします。  
先づ本日は河川法の一部を改正する  
法律案の御審議を願います。

中一著 伊豆翁の本委員会で披揚する理由は納得いたしましたが、政府のこれに対する裏付の問題を質問して、そのままに返事を聞いておりませんが、ここでその裏付の資料並びに見解を御報告願いたいと思います。この改正法案が、二十六年度公共事業費のうちどの河にそういう現象があるか、それの個所と数字をお示し願いたい、こういう要求をしたと思うのです。これに対してもお答えを願います。

○政府委員(伊藤大三君) 今回二十六年度の附帯工事の事業費といたしまして、全国的に工事を予定いたしておりますのは、大体固まりましたところが一千億の程度ござりますので、個所的には非常に多くござりまするので、どの河どの河といふやうつとまだ調べがつかぬのでございまするが、大体国鐵関係で一億九千、約二億程度ござります。それから道路橋梁関係につきましては、大体四億三千程度ござります。それから用排水施設等の附帯工事が約四億二千程度ござります。そこで國鐵法律と現状につきましては今度の改正法律と現

○政府委員(伊藤大三君) 私鉄関係につきましては、直轄工事の問題につきましては、先般も休会前におきました申上げましたように、河川工事との関連におきまして、まだ私鉄まで今年度におきましては手を著ける段階に至つております。これは考えておらないのでございません。なおここに挙げられましたのは、これは提出者におかれまして、将来ここ五、六年間において大体施行されるのがこの程度ということからであります。なおここに掲げられましたものとそれをここに掲げられましたものと考えております。

○田中一君 そうしますと、政府としては私鉄関係のものはここ四、五年の間にはない、という御見解ですね。

○政府委員(伊藤大三君) 私鉄の問題につきましては、本年度において盛つてないと、こういうふうでございまして、ここ五、六年の間に大体の予定として、この程度施行されるという考え方に基いて提出せられておるのでございまして、なおこれは予算の関係並びに河川工事の進捗状況によりまして、この程度が今後五年間くらいで実行できるかということは、まだはつきりいたしておるわけではございません。

○田中一君 提案者の一人の田中角栄議員からの御説明によると、この私鉄堤防の嵩上げによる工事費といふものの負担を私鉄ができないから、若しこのままで行けば洪水になつた場合には

そこから漏水するというような御説明がさつきあつたのですが、そうしますと、二十六年度においてはそういうような危険がないといふうな提出者の見解であるわけなんですね。そうしますと、この河川法のうちいろ／＼まだ改正しなければならん点もあるとしますが、この受益者負担という点で、一番おしまいの、閣議決定で現在このような方法をとつておるということになつておるにかかわらず、この法律を変えるというその真意がどこにあるか、提案者に伺いたいと思うのです。

○衆議院議員(田中角栄君) 私が先ほど田中さんと座談の間にちよつとお話を申上げたことに対する御問質でござりますが、私が申上げるのは、根本的には河川法が明治二十九年法律七十号という非常に古いものであります。その後この種の法律案がたくさん改正せられておりますし、特に現行道路法などと比べますと、河川法が当然道路法に倣つて改正を要するものであるということが一つの理由として挙げられると思うのであります。

もう一つは、原則的に受益者が負担をするということは、現新憲法の下においてはこれは逆にならなければならんのではないか。いわゆる旧憲法下國家権力の非常に強い、国家権力至上の状態において作られたもの、即ち国が必要を以て行う工事であつても、それによつて附帯的な工事を行わなければならぬ私人に対しても、当然私人がこ

工事費に對しては國がこれを補助する  
といふようなことは現行憲法の精神に  
反すると、こういふものは早急に改正  
をすることが妥當である。こういふふ  
うな考え方を持つておるわけでありま  
す。  
  
もう一つは、先ほど申されました河  
川改修の問題でありますから、現在建設  
省は二十六年度の予算が非常に少いた  
めに、二十六年度の予算執行面におい  
ては私鉄の問題に對しては直接関連を  
持たないといふのでありますから、現在  
見返資金の二十五年度公共事業費に對  
して投じられた江戸川等の問題に対し  
ては、すでに東武鉄道の両岸で莫大も  
ない見返資金を投じられて嵩上げをや  
つております。勿論高水位を上げたこと  
によりまして当然この問題は起きる  
のでありますから、実際工事を竣工せし  
むるということは昭和二十五年度、  
六年度、七年度、三ヵ年計画を以てこ  
れを行なうわけでありますが、當時の状  
況からいいますと、少くともこの嵩  
上げ工事は二十六年度には着工しなけ  
ればならない状態にあつたのであります  
が、二十五年度の見返資金が切ら  
れた現状においては、公共事業費にお  
いてこれをやつて、尻拭いをして行か  
なければならん。当然これだけの大金  
な見返資金を投下した以上、優先的に  
この工事を結束をつけなければならな  
いという場合、二十七年度にはこの問  
題が当然起きて来る。その場合、どう

しても嵩上げをしなければならない橋梁部分を、これが二十六年度に完成をした場合、二十七年度の初めにおいて私鉄の問題等の解決ができないという現状である場合は、洪水等の場合、折角かけた国費が無駄になる虞れがあるということを申上げたのでありますて、事実二十五年度の計画からいうと、今年度には、当然この問題は解決しなければならない状態にあつたわけですがあります。その意味におきまして而も私有鉄道の問題と、莫大な国費を投じながらこの問題が解決できないため、実際工事が進捗しておらないという事情がありますために本法律案を改正し、これが一貫した計画を樹立し、而も予算執行面に対しても計画的な遂行ができるようにして頂きたいというが提案の本当の趣旨であります。

○田中一君 提案者並びに伊藤次長

から伺つたことを要約しますと、私鉄

関係においては現行法でも一向どん

も関係がない、若し改正案が通るなら

ば国費が増える、負担が増える。従つ

てそれに対しては先般の御答弁にあつ

たように、二十六年度の予算において

は改正案通りの予算は取つてないとい

う御説明があつた。無論取つてないの

が当然であつて、二十六年度の工事に

はそれに該当するものはないからこれ

は取らないのだということであつたと

思ひます。私が提案者に伺いたいのは、なぜ今急にこれを改正しなければ

ならないか。御承知のように三十年か

にできたこの河川法がそのまま、この

一部を改正すれば、昭和二十六年度の

新憲法下の新らしい河川法であるとい

う断定を下されれば別ですが、そうで

なく、全体において三十何年かに制定

されたところのこの河川法や、若しも

う点があるならば、あえてこの一点だけを改正する必要はなかろうと思う。

事実において閣議決定においてその不

便が除かれておるという現状を考えら

れるわけであります。で、もう一点伺

いたいのは、いろ／＼古い河川法につ

いて今改正しようという意図が河川局

にあるかどうか、又事実仕事をやつて

おつて、これまで、今田中議員の御説明

のように、非常に民主化された新憲法

下の河川法としてまずい点があるのじ

やないかといふような点があれば、こ

れも一つ次長から御説明願いたいと思

います。ただこの一点だけを改正しな

ければならんといふ理由は非常に弱く

なつてゐるのでないかと思ひます

が、これに対して現在どういうようにな

お考えになつておりますか。

○政府委員(伊藤大三君) 河川法につ

きましては、先ほど田中議員からお話

がございましたように、その制定が明

治二十九年といふ古いものであります

が、これに該当するものがないから現

行法のままで一向差支えないとい

ります。併しながらこの一点だけを改正

しなければならんといふ問題も無論含

みます。お話をありますのが、非常に結構と思

います。併しながらこの一点だけを改正

しなければならんといふ問題も無論含

みます。併しながらこの一点だけを改正

しなければならんといふ問題も無論含

みます。併ながらこの一点だけを改正

しなければならんといふ問題も無論含

度の予算に入つておらないのに、どうして衆議院の建設委員会がこれを今国会に通過を図るようには提案をしたかといふ問題であります。これは現在参議院の建設委員会でも同じだと思います。私たちは治山治水という面に対し相当な努力もし、且つ実施面に重点を置くことは勿論であります。こういう面に対しても同等の重点を置いておるわけでござります。いわゆる二十六年度を起点とする治山治水五年計画といふ問題を研究いたしております場合は、審査をいたす対象として、当然計画を遂行する場合、立案する場合この問題が解決しない場合は、五ヶ年計画が六ヶ年になるか七ヶ年になるか、全然今のところ予測が付かない状態であります。勿論国費の執行面につきましては、その年度々々の財政面から来るところの制約から、おのずから予算の総額はきめられるのであります。が、我々建設委員会として治山治水問題に對しては、これから多くの計画を七ヶ年が五ヶ年に、五ヶ年が三ヶ年になるよう、これが立案、計画、実施に支障を來すようなものは早急にこれを取除いて行くということは当然考えられるわけでござります。その面におきますと、建設省の只今の説明は、現実面に對する説明であります。それを建設委員会として逆論を申上げますといふと、現在建設省が立てております五年計画を遂行するためには、現在の法規上においては、殆んどその資力を持たない地方鉄道等が、負担金の捻出を如何にして行うかといふ目途がつかない場合は、建設省の立つた五ヶ年計画は、まさに画餅に帰するわけであります。が、その意味におきまして

は二十六年、すでに来年、再来年の実施計画を立てておるさなかでありますので、それに対しましては少くとも先の見通しが確実に立つよくな、そりやうして計画と実施が完全にマッチするようになります。そのためにはどうしても今のうちに本法を改正して置きたい。改正して置かなければその見込が殆んど立たなくなるのでないかという考え方から、本国会に何とかしてお通しを願いたい、ということを申上げたのです。

○田中一君 基た上手な御説明ですが、建設省はどういう考え方ですか。今のうちに本提案者の御説明に対して、この法律を改正しなければ非常に困るというような面があるかないか、もう一度伺いたいと思います。

○政府委員(伊藤大三君) 今私鉄の問題ばかり御論議に上りましたわけですが、さいますが、勿論私鉄はこの改正にも重要な問題でありますのですが、なにこれによりまするこの附帯工事の用排水幹線にも相当数ござりますのでございまして、この問題が現在においてはいろいろ取扱におきまして、昔の勅令、省令に則りまして、余りひどくならないようになりますと、いろいろ役人の恣意が入るといふ点も相当ござりますので、この点は若し法律ではつきりさせられますが、勿論行政取扱でやることになりますと、いろいろ負担を緩和いたしてあるわけですが、これまでは、全国的にいろいろいうような問題の解決は楽になるかと、こう存ずるわけでござります。

○田中一君 よくわかりました。觀古をえましてもう一点伺いたいのです。が、改正案によりますと、府県費が高くなるという点について、平衡交付金

○政府委員（奥野誠亮君） 河川法の改正によりまして、府県の費用がどの程度増加して来るかという問題にかかりて来るわけでござりますけれども、附帯工事にかかりますところの工作物の管理者は、市町村が相当多いようであります。そういたしますと、市町村の負担が軽減されまして、それだけのが國や府県にかかりて来るということになつて参るわけでございます。市町村の負担の軽減されましただけのものが府県の負担の増加になりますしも、地方財政全体として考えました場合には、財政支出は殖えないとするだらうと思うのであります。地方財政全体として、所要財源が殖えるのではなくて、市町村が減つて参りまして府県が殖えるということでありましたら、地方財政平衛交付金の総額の範囲内として、府県と市町村とをどう分けて行くか、その分け方の問題を解決すればよろしいと思うのであります。これは從来からも負担関係が、府県と市町村との間においてしばしく振り変る場合がございました。そういう場合には市町村に財源を見つかったゝのを府県に見て、或いは府県に財源を見ておつたものを、これを消しまして、市町村に見るというような方法を講じて参つておりますので、これは運営の問題として善然できるといふに考えております。

お述べになつた通り、いろいろの不平、欠陥があると思う。従つてこの河川洗削の改正は自治体を主体にした改正でなければならん。根本的にそれをやり直さなければならぬ。されば、中委員が言つた通り該当のものはない。それから該当の事項があつて早急にこのですが、僕はこの一部改正の要なしと断定する。従つて開議決定の、これがどうしてもその通り行つていい。それがあつたが、町村は軽くなつて県が重くなる。県も自治体であり町村も自ら体である。なぜその町村の軽いやつが県へ持つて行くことが大した影響が無いということなのか。これから第五五年の数字を見ても、現行法では国の負担が四億である、府県は二億である。鉄が三億負担しておることになつてゐる。ところが改正案によると、国が二億になる、府県が三億になつて私鉄が零になる。市町村の軽くなる分と私鉄の出さなくなる分と、二つ合したもののが県の負担になるとしかとれない。地方財政の逼迫しておる、平衡交付金の執行がない、この点に対しても納得がいくような御説明があつたらお聞かねえなればならん。然るにだ一歩だけを取上げて負担の率だけを変えよといふのは、中委員が言つた通り該当のものではない。その該当のものが生ずるまでに建設省自体がこの法律の根本的改正をすべきである。従つてそのときいろいろの観点から取上げて行くべきだと思ふのですが、僕はこの一部改正の要なしと断定する。従つて開議決定の、これがどうしてもその通り行つていい。

法の変更に田舎がおおはるを表す。この地の小川が負担を明確にし、その軍事化によって河川が負担を負うことは、河川が原因者であることを示すものである。河川が原因者であることを示すものである。

水利組合等の公共団体が工作物の管理者である場合は、管理者の負担は特別の場合でなければもう持たんでもいいことになる。併しそれだけ殖えたものを国家が負担しますので、府県だけといたしましては分担金を負担しなければならんから、減つたものと分担金とのプラス・マイナスの増減によるんだと。併し二十六年度の数字は、現在のことによつて又府県の負担金が一方減少する。それとの差引においてはこの二十六年度に限つては殖えるんじゃないかということを申したのであります。併し実情は、それは法律上の建前でそういうのでありますと、実情は実際各県がやられておりますところの方法は、これは全県ではありませんが、やはり町村が持つべきものに対しましても現在府県が補助をいたしておるのは三分の一ぐらい補助をいたしておるのであります。でありますからして、市町村が持たないというようなことになりますと、その府県の補助金も要らないというようなことも起るわけであります。これは全県ではありますせんが、大部分の県が市町村が負担すべきものだけれども、市町村の負担を補助しておるというような例があるのであります。これは二十六年度について殖えると申しましたが、二十七年度は、或は二十五年度の例をとつて計算して見ますと、むしろ二十五年度は、二十五年度において看し法律が改正になつておれば、府県の負担は却つて減つておるというふうなことになるのであります。

それからもう一つ、第五表の私鉄との関係は、これはもう甚だまずい資料でございまして、我々が河川十ヵ年計画というようなものについて、今後河川を大いに改修しなければならん。その場合にどういうふうに私鉄との関係が起るだらうかということを大ざっぱに計算したものでございまして、甚だ誤解を招くと思うのであります。が、いすれにいたしましても、そのためには地方鉄道が負担が軽くなるといふように計算したものです。河川が原らうと府県であろうと、或いは市町村であるうと、そういう工作物の如何を問わず、原因者が負担する。河川が原因であつたら河川が負担する、又そういう建前をとることによりまして、私が提案理由の説明に申しましたように、鉱害を除去するために大々的に河川改修を今後やつて行かなければならぬ。その場合にやはり支障になることは、現在の政令で委しておるあの補助規定では、補助規定の建前で三分の一補助するが三分の一補助するか、二補助するか三分の一補助するか、そういうことをめぐりましていろいろなスマースに行かないところが從来多々あつたのであります。そういうことを改正いたしまして、河川一本としまして、一貫して計画ができる、スムーズに工事を進捗させるということとが、國家の非常に大きい資産を使いまして河川を改修するゆえんに副うのではないだらうか。或いはそのため私鉄のほうの負担が減るといふようなことも、これはあり得ると思いますが、それは必ずしも私鉄をして特別に援助をするということでなしに、私鉄であるうとどういう工作物であろうと、原因者負担にするということが河

川の改修の促進になるのじやないか。こういうふうに提案者といたして考へる次第でござります。どうか一つそぞりふうに……。

○小川久義君 原因者負担ということになるとなお更にわからなくなるのです。が、第五表を見まして、仮定の数字などと思ひますが、国費で九億ほど負担して、府県も零になるなら原因者負担になります。府県が負担しておるそぞりとして私鉄が零になつておる。改正案としてはこれはおかしいことになるので、改正することによつて府県の負担が重くなる。国の負担も重くなる。先ほどの説明では、市町村が軽くなるという話ですが、軽くなるのは市町村であり、一錢も出さなくなるのは私鉄である。それを府県と国が負担するということになる。原因者負担なら、なぜ国が全部を出さない。府県に負担をかつがせるような考え方であるのか。

○衆議院議員(西村英一君) この負担は、国庫の負担を、分担金として国庫が負担すべきものを、負担金として分けたものを現行の法規で分け、計上しただけでござります。

○衆議院議員(田中角榮君) ちょっと違うのです。これは政府から出された資料とそれから私たちが作つた資料がありますので、ちよつと誤解があるようであります。が、第五の表だけ見ますと、國が二億円増し、府県が一億円増して私鉄が零になるようになりますが、実際はそうではありません。が、これを私鉄の関係する河川の改修の部分だけをとると、こういうふうな表になりますが、実際はそうではなく、表第五、第四、第一を御覽になるよりおわかりになる通り、表第四の二十九と五年度分を見られますと、用排水施設、国鉄、道路、私鉄に関する分は全

然二十五回度にはなかつたわけです。道路、国鉄、用排水施設等が表第二になるわけです。いわゆる府県、市町村、水利組合等の負担金は零になつて、國庫負担金が九億一千九百万円増すと、こういうふうになるのでありますから、私たちがつけたところの地方鉄道との関係といふものだけは別に一つお考えになつて頂がないと、表だけの上ではちよつと感覚がお違ひになるのじやないかと思います。

條にあるのです。その分担金として別担であります。国庫が負担する場合は、二対一の割合で、その二分の一の分担金を府県が二十七条により負担しなくちゃいけない。そのため府県の分担金が増えるからそういうふうなことになるのです。

○田中一君 どうしてなのです。

○衆議院議員(西村英一君) 国庫の負担であります。国庫が負担する場合、提案者の精神ならば、全部国庫で持つというようにならざらんものでしようか。

○政府委員(伊藤大三君) これは原因負担という言葉は、結局河川が原因して起つた附帯工事は河川費で全部賄う、こういう意味でござります。そこで河川費は普通ならば誰が持つかといいますと、先ほど申上げましたように府県が全部持つわけです。ところが補助の場合においては二分の一を国が出し、二分の一は府県が出ます。ただ直轄の場合におきましては国が三分の二を持つ、実質の問題ですが……国が三分の二を持ち、府県が三分の一を持つということですが河川法の建前になつております。そこで国が工事をやりました場合、これは勿論河川工事をやました場合のことですが、河川工事をやりました場合に、それが原因で全部金を持つとなれば、それは河川費でございまして、これは全部改めるということはちょっと困難かと思うわけです。若しこ

ういうことになりますれば、国で工事をやる場合におきましては、府県の負担というものは全然ないということになればそういうことになりますが、それは今のところではできないと思います。

○衆議院議員(田中角榮君) これをもつと素直に考えて頂くと、きっとわからると思うのですが、原因が負担が原則でありますので、国が行う工事、即ち国が河川費で直轄工事を行う場合は、これに対する負担は国が全部持つ。それから県宮で行う場合は県が原則として全部持つ、こういうように河川法を変えたいと、こういうわけがあります

す。ところが今の伊藤次長の御説明によりますと、ちょっととこんがらがるようにも思うのですが、それを国が実際行う直轄工事でありまして、実際は三分の一を府県が負担し、国が三分の二を負担して直轄工事をやつているのです。その場合國の行う附帯工事が幾らか殖えるということを申上げておるわけです。ですから県が行う場合は、國からもあら三分の一、府県の出す三分の一の中で、県が原因者として負担するわけです。市町村の場合は、國から県が、もう三分の一に含まれて来るのですから県も損をしない、そういうふうなわけです。

○田中一君 もう一つ伺いますが、例えば東武鉄道はどうなんですか。このよくな附帯工事ですね。

○衆議院議員(田中角榮君) この問題はどうも私鉄、だけに利益を与えるのじやないかという意見が私たちにも初めての面からいたしますと、私鉄といふのは非常に小さな枠なのです。實際は

私鉄の問題はこの表五にありますように、現行法規で行く場合と比べましてゼロになるわけです。ゼロになりますが、私鉄のみでなく、このような附帯工事を今まで一部受益者として負担して来たものは全面的に取られるわけです。その分だけは国及び府県が、よりも、実際工事を行う管理者がこれを負担するわけであります。これは新憲法上当然である、こういうふうな見解を持つております。

○小川久義君 具体的な問題で申上げますが、用水がある、そこへ私鉄の鉄橋がかかるつておる、用水を抜げるという場合、その用水組合と私鉄と話合って、これだけ出してくれ、こうしてくればということが話合いでてきておる場合が多いのです。これが法律になつてしまふと、何た法律上から見て一銭も出さんでいいんじやないか、こういう場合が出て来ると思うのですが、どうでしょうか。

○衆議院議員(田中角榮君) それはちよつと飛躍しておると思うのです。それは私鉄と用水の関係の場合、これは河川法でなくて、あなたが今言われたようなことが起るとすると、河川の橋梁といわゆる私鉄の橋梁と、河川と水管工事が三つ一緒に重なる場合、当然そういう問題が起るのであります。今あなたが言われたように、私鉄の腹をぶち抜いて水管を通すというような場合は、この法律を適用をしないで、而も今まで通りお互いが話合ってやるわけです。ただ河川の問題は、現在でも水管工事を行う場合は、当然水管工事を行う原因者が負担するのであります。が、実際は河川工事を行なつておる管理者がこれに補助金を交付するという

名目で三分の一なり四分の一なりを補助しておるわけであります。  
○小川久義君 僕は違つておる理由を補特に言つたのは、この法を盾にして、それでやらなければならんのかといふこと……僕の言葉は足らんかと思ひますが、こういうことが一方にできると、河についての経費は原因者負担にやないか、こういう場合によつて悩むものが出て来る。そういうことになりはしないか。問題を垂つたやつを持ち

それまでに一つ根本的な國の主權を持つてしまつたのに、明治二十九年法律がまだ存続しておるというのは、の面から見ても僕はおかしいと思とにかく一部取上げるだけでなく事態に即応するようになに河川法全般改正して置くというような方向に進これが一番いいのではないか。丁寧家を修理するようなもので、廂たんだから廂を直して見ても、根腐つておつて柱が倒れるというよことは、これは改正する趣旨に僕わんと思うのですが、そなりま

うふうな問題を考えますと、河川といふらつらつて、改度破がいがいを改む、太がうなうなは副せんせんは副せんせんげられません。  
○小川久義君 その地方自治を主体にしたところ、まるでそつ無限など、の法は変へど、どうの自治という現在の制度下においてだけでは、私はもうちょっと踏切りをようし、ないような問題もござりますので、いう問題はもう少し制度が落付いて考えられるようになつてから考えて見たいと、こういうふうに私も考えておるわけでございます。決してなおざりにしておるわけではありません。いろいろな案を立てておるわけでございまして、今急に出すということは申上

それまでに一つ根本的な國の主権は喪つてしまつたのに、明治二十九年の法律がまだ存続しておるというのは、どうの面から見ても僕はおかしいと思う。とにかく一部取上げるだけでなく、事態に即応するように河川法全般を改正して置くというような方向に進む、これが一番いいのではないか。丁度被家を修理するようなもので、廂がいたんだから廂を直して見ても、根太が腐つておつて柱が倒れるというようなことは、これは改正する趣旨に僕は副わんと思うのですが、そなりませんか。次長さん急速に研究してもらつて……。

うふうな問題を考えますと、河川とい  
う問題をそつ簡単に地方自治、地方自  
治といつ現在の制度下においてだけで  
は、私はもうちょっと踏切りをよし  
ないような問題もございますので、こ  
ういう問題はもう少し制度が落付いて  
考えられるようになつてから考えて見  
たいと、こういふうに私も考えてお  
るわけでござります。決してなおざり  
にしておるわけではございません。い  
ろいろな案を立てておるわけでござ  
まして、今急に出すということは申上  
げられません。



立つなんということは僭越であります  
が、実際問題といたしますと、鉄道の  
径間を鉄道自身が拡げなければ鉄道自  
体が非常に損であるという場合で、も  
う一つ、鉄道が嵩上げをしなければそ  
の鉄道が非常に損であるというような  
場合がありますが、現在の私鉄の状況、  
国鉄の状況であつても、大蔵省とし  
て……、いわゆる独立採算制をとつて  
おる国鉄としては、如何に毎年々々こ  
の貨物停車場が水浸しになるという状  
態であつても、工事ナンバーがそこま  
で来なければ予算に縛られてできない  
という、国鉄もなか／＼できないようだ  
あります。径間拡張もたくさんあります  
が、その附帯的工事に比べると相当  
小さなものでありますし、その何%か  
何十分の一かであります。少くとも國  
が、府県がこの河川の附帯改修工事を  
行い、嵩上げ工事を行い、堤防の補強  
工事を行うという仕事は、鉄道が年々  
歳々の洪水によつて受けける被害とは比  
べられないところの大きな問題であり  
ます。だからその見地から國家が莫大  
もない国費を出してこの工事を行う、  
ここに必然的な附帯工事が起きて來  
る、県は中小河川に対して相当な県費  
を出してこれをやる、而も國が補助す  
るという場合に、それに対する附帯工  
事といふものは小さなものであります  
ても、やつぱりこの問題を解決せしめ  
るために、この河川改修を行わなけ  
ればならない場合の附帯工事をどうす  
る、府県がどうしても河川改修を行わ  
なければならぬ立場に立ち至つた場  
合の附帯工事をどうするといふう  
に、局限して一つお考えになつて頂く  
以外に途はない、こう考えておりま  
す。

○赤木正雄君 そこに理窟があるのであります。もう少し具体的といいますか、数字的にいえば、やはり当然私鉄としてすべき責任があるのだ。或いは當に河川改修はしなくて、そういう部分だけは私鉄がするのだ、その費用だけは投じて、あとで河川改修をする費用はそのほかで……、そこまで行けば非常に合理的なんですが、やはりそこまで進んでいないようですが、或いは用水でもそう行くべきが私は本當だと思います。まあ併し私はこれ以上質問しません。

○田中一君 同じことをもう繰返していりますから、実際こういう通りで、私鉄が幾ら利益があるということを、具体的に示して頂きたいのです。何十%、あるいは何%というような小さなものだということを提案者は言いますけれども、事実一体今懸案になつて、それらのう個所があると思うのです。それを示して頂きたいと思うのですが、これは五千万円でいい、それはまだあ一応考えられますね。併し五千万円のために法律を変えるということとも考えられない。これも何十億、数十億になつたと予想して、その場合も示して頂きたい。ただここでいい加減に述べて、数十億の金が、府県のほうの負担が多額になることは困るのです。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ない、認めまして、採決いたします。本案に成る諸君の挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(小林英三君) 多数あります。よつて本案は決定いたしました。

なお本会議におきます委員長の口頭報告の内容等に閲しましては、すべて前例に従いまして行いたいと思いまが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ない、と認めます。次に本院規則第七十三条によりまして委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を付することに相成っておりますが、本案可とせられたかたは逐次御署名をおいたします。

多數意見者署名

石川 築一	徳川 宗敬
小林 亦治	小川 久義
赤木 正雄	

○委員長(小林英三君) 御署名漏れございませんか。御署名漏れはない、との認めます。

では本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会  
出席者は左の通り。

委員長 理事 小林 英三君

委員 石川 築一  
赤木 正雄  
小林 亦治  
田中 久義

衆議院議員	東川 宗敬君
政府委員	西村 英一君
地方自治局	田中 角榮君
財政課長	東 隆君
建設省大臣官房会計課長	建設省大臣官房会計課長 植田 俊雄君
建設省河川局次長	建設省河川局次長 伊藤 大三君
建設省住宅局長	建設省住宅局長 伊東 五郎君
事務局側	常任委員 菊地 璞三君 専門員
三月三十日日本委員会に左の事件を付託された。	三月三十日日本委員会に左の事件を付託された。
三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。	三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。
三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。	三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。
一、道路法および同法施行令中一部改正に関する請願(第一四三七号)	一、道路法および同法施行令中一部改正に関する請願(第一四三七号)
一、都市計画審議会令中一部改正に関する請願(第一四三八号)	一、都市計画審議会令中一部改正に関する請願(第一四三八号)
一、県道松本高山線開発に関する請願(第一五〇六号)	一、県道松本高山線開発に関する請願(第一五〇六号)
一、吉井川の境、今井両橋間右岸築堤に関する請願(第一五〇八号)	一、吉井川の境、今井両橋間右岸築堤に関する請願(第一五〇八号)
一、落合汚水処分場設置計画変更に関する請願(第一五一〇号)	一、落合汚水処分場設置計画変更に関する請願(第一五一〇号)
一、山形県黒淵地内地すべり防災復旧工事施行に関する請願(第一五一二号)	一、山形県黒淵地内地すべり防災復旧工事施行に関する請願(第一五一二号)

一、国道改修工事実施促進に関する陳情(第二〇六号)

第一四三七号 昭和二十六年三月十  
七日受理

道路法および同法施行令中一部改正に  
関する請願

請願者 東京都千代田区神田錦

町二ノ二千代田区役所  
内特別区協議会内 山本泰介外九十五名

紹介議員 岡本 愛祐君

特別区の存する区域における道路の維持管理事務は、特殊な路線を除き、都知事の委任を受け特別区長が管理しておなり、各特別区長の管理する路線の延長は相当な数に達しているにかかわらず、その区域内道路の認定および管理の権能が付与されていないことは不合理であるから、区道を設定してその認定と管理を特別区長に行わせるよう道路法および同法施行令の一部を改正せられたいとの請願。

第一四三八号 昭和二十六年三月十  
七日受理

都市計画審議会令中一部改正に關する  
請願 請願者 東京都千代田区神田錦  
町二ノ二千代田区役所 内特別区協議会内 山本泰介外九十五名

紹介議員 岡本 愛祐君  
都市計画は、各地区の実情に即し、その特殊事情を充分考慮して立案すべきものである。しかるに東京都の都市計画審議会の委員に特別区の代表者が加わつていいのは、行政の民主化に反するものであるから、特別区の代表者を都市計画審議委員会に加えるよう都

市計画審議会令の一部を改正せられたいとの請願。

第一五〇六号 昭和二十六年三月二  
十日受理

県道松本高山線開発に関する請願

請願者 長野県松本市長 筒井直人外一名

紹介議員 古池 信三君  
長野県松本市より中部山岳国立公園中の安房峠を経て岐阜県高山市に通ずる県道松本高山線は、従来僅かに季節的なバスの運行が行われていて止り、貨物輸送の大部分は遠く多治見、美濃、太田をう回する鉄道路線による外ならぬ、交通上の不利不便はもとより本路線の国道編入をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一五〇八号 昭和二十六年三月二  
十日受理

吉井川の境、今井両橋間右岸築堤に関する請願 請願者 岡山県津山市長 和田義一外一名

紹介議員 黒田 英雄君  
津山市を中心とする吉井川上流の改修工事に伴い左岸工事はいまや今井橋下流の宮川尻まで残して着々整備の域に達しているが、対岸である境橋、今井橋間の危機が一層加重され、津山市にいるから、現場調査の上恒久的対策を実施せられたいとの請願。

られると共に予算増額不能の場合は富川尻以外の箇所における設計変更等により右岸の築堤を実現せられたいとの請願。

第一五一〇号 昭和二十六年三月二  
十日受理

落合污水処分場設置計画変更に関する請願

請願者 東京都新宿区議会議長 池田仲次郎

紹介議員 岡田信次君  
東京都水道局下水課の計画している落合汚水処分場設置は、新宿区の年額五千円の税源を永久に失わしめるばかりでなく、文教地区の発展をいたじる

治線の山林資源、豊富な電力資源、鉱物資源等幾多の未開発資源の開発にも少くともからぬ障害を与えているから、本路線を国土総合開発計画の一環として採択の上、地元民多年の要望である本路線の国道編入をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一五一二号 昭和二十六年三月二  
十日受理

吉井川沿いの砂町、羽田、小台方面へ輸送するか、または他地区に輸送するよう本計画を変更せられたいとの請願。

紹介議員 小林 亦治君  
山形県最上郡古口村長 今井紋藏外一名  
吉井川の境、今井両橋間右岸築堤に関する請願

請願者 東京都港区芝西久保巴町町村議会議長会内 斎藤邦雄  
紹介議員 岡田 信次君  
国道三号線は、宮崎県を南北に縦貫する県下唯一の交通幹線であるが、狭い幅員と、はなはだしい屈曲、急坂に加えて八箇所に及ぶ魔の踏切がわざわざして輸送上的一大障害となつていてから、本線中延岡市、岩脇村間の改修工事を促進せられたいとの請願。

第一五九九号 昭和二十六年三月二  
十九日受理

国道第三号線中延岡市、岩脇村間改修工事促進に関する請願

請願者 宮崎県延岡市長 仲田又次郎外二名

紹介議員 岡田 信次君  
国道三号線は、宮崎県を南北に縦貫する県下唯一の交通幹線であるが、狭い幅員と、はなはだしい屈曲、急坂に加えて八箇所に及ぶ魔の踏切がわざわざして輸送上的一大障害となつていてから、本線中延岡市、岩脇村間の改修工事を促進せられたいとの請願。

第一三〇六号 昭和二十六年三月十七  
日受理

国道改修工事実施促進に関する陳情 請願者 東京都港区芝西久保巴町町村議会議長会内 斎藤邦雄  
紹介議員 岡田 信次君  
道路の良否は、一国文化の建設と産業経済の振否に重大な影響を与えるものであるが、わが国現下の実情は極めて遺憾にたえないものがあるから、政府は国道の現実を調査し、改修のすみやかな実施について万全の措置を講ぜられたいとの陳情。

第一六一〇号 昭和二十六年三月二  
十九日受理

県道延岡三角線を国道一級路線に昇格の請願 請願者 宮崎県延岡市長 仲田又次郎外二名

紹介議員 岡田 信次君  
二級国道予定線延岡三角線は、九州の最中央部を貫通する延長四十里に及ぶ最も重要な横断道路であるが、道路の幅員が狭い上に急坂、急曲が多いため、輸送の大阻害となつていてから、本

一、神奈川県下の道路改修工事施行に関する陳情(第三三九号)  
一、清水市、直江津町間中部日本横断道路の国道編入等に関する陳情(第三三二八号)

第一五三〇号 昭和二十六年三月二  
十二日受理

軍用道路建設反対に関する請願

一、県道延岡三角線を国道一級路線に昇格の請願(第一六〇〇号)

予算の増額により同所の起工を促進せ

られたいとの請願。

第一五三〇号 昭和二十六年三月二  
十二日受理

軍用道路建設反対に関する請願

第三二八号 昭和二十六年三月二十日

六日受理

神奈川県下の道路特別維持費全額国庫負担に関する陳情

陳情者 神奈川県議会議長 加藤 詮

近時重量車の交通量は激増の一途をたどり、これがため神奈川県下の道路はいちじるしい損傷を受け補修、改修に努力しつつあるが、費用はばく大であり從来の国庫補助では到底その負担にたえない実情であるから、本県下の道路特別維持費を全額国庫負担とせられたいとの陳情。

第三四三号 昭和二十六年三月二十一日受理

道路整備改善費に関する陳情

陳情者 山梨県知事 吉江勝保外 三名

道路は、あらゆる産業の基盤であり、国民生活をつかう動脈であるにもかかわらず財政上の措置不充分のため、その構造施設が旧来のまま放置され

て交通量の増加に応じきれない現状であるから、このような道路の立遅れを取戻すに必要な財政政策を確立するとともに、その間の過度の措置として、

(一) 挥発油税收入中、自動車用揮発油による収入を財源として道路費を増額すること、(二) 地方財政の現状と道路整備の緊急性に鑑みこれが財源として道路の改修整備を充実しなければ地方起債を大幅に認めることが実現を図られたいとの陳情。

東京都世田谷区内道路改修工事施行に関する陳情

陳情者 東京都世田谷区議会議長 武田義一

最近交通機関の一部としてバス網が漸次拡充しつつあるが、その反面道路狭少かつ悪路のため沿道区民に与える迷惑も見逃しえない事実であり、いまにして道路の改修整備を充実しなければ今後重大なる危機に遭遇することは明らかであるから、東京都世田谷区内の放第五号(国道八号)、補第五十四号、五十二号、放第四号(府県道一号)、補第五十一号、第五十号、第四十九号、放第三号(府県道二十一号)、環第七号(府県道第五十六号)等の道路の改修工事を施行せられたいとの陳情。

第一六四号 昭和二十六年三月三十一日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 札幌市北海道町村議会 第一六四号

第一六四号 昭和二十六年三月三十一日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 札幌市北海道町村議会 第一六四号

第一六四号 昭和二十六年三月三十一日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 札幌市北海道町村議会 第一六四号

三名

紹介議員 岡村文四郎君

住宅金融公庫予算増額に関する陳情

陳情者 福岡県八幡市議会議長 上段逸作

現在は、我が國再建のため喫緊の急務であるから、本道路の未開修区間百七十七キロの改良工事費約十五億円を昭和二十六年度より予算に計上せられたいとの陳情。

第三四三号 昭和二十六年三月二十一日受理

道路整備改善費に関する陳情

陳情者 山梨県知事 吉江勝保外 三名

道路は、あらゆる産業の基盤であり、国民生活をつかう動脈であるにもかかわらず財政上の措置不充分のため、その構造施設が旧来のまま放置され

て交通量の増加に応じきれない現状であるから、このような道路の立遅れを取戻すに必要な財政政策を確立するとともに、その間の過度の措置として、

(一) 挥発油税收入中、自動車用揮発油による収入を財源として道路費を増額すること、(二) 地方財政の現状と道路整備の緊急性に鑑みこれが財源として地方起債を大幅に認めることが実現を図られたいとの陳情。

東京都世田谷区内道路改修工事施行に関する陳情

陳情者 東京都世田谷区議会議長 武田義一

最近交通機関の一部としてバス網が漸次拡充しつつあるが、その反面道路狭少かつ悪路のため沿道区民に与える迷惑も見逃しえない事実であり、いまにして道路の改修整備を充実しなければ今後重大なる危機に遭遇することは明らかなから、東京都世田谷区内の放第五号(国道八号)、補第五十四号、五十二号、放第四号(府県道一号)、補第五十一号、第五十号、第四十九号、放第三号(府県道二十一号)、環第七号(府県道第五十六号)等の道路の改修工事を施行せられたいとの陳情。

第一六七号 昭和二十六年四月十一日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 鹿児島県議会議長 増 田 静

紹介議員 島津 忠彦君

鹿児島県は地理的に台風通過の特殊な地点に位し、全国にまれな多雨県であるため、年々甚く大きな被害をこうむる。産業の復興および民生の安定をいたるため、年々甚く大きな被害をこうむる。産業の復興および民生の安定をいたるしく阻害しているから、根本的治山治水の確立はもとより被害箇所の早急な復旧を図るために、災害復旧事業費予算を増額し、すみやかに交付せられたいとの請願。

第一六四号 昭和二十六年三月三十一日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 札幌市北海道町村議会 第一六四号

第一六四号 昭和二十六年三月三十一日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 札幌市北海道町村議会 第一六四号

第一六四号 昭和二十六年三月三十一日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 札幌市北海道町村議会 第一六四号

住宅金融公庫予算増額に関する陳情

陳情者 福岡県八幡市議会議長 上段逸作

政府は近く国土調査法を制定し、国土の総合調査を数年計画をもつて実施するとのことであるが、これは国土の再建上極めて適切なものであり、ことに北海道に關する調査は北海道の総合開發に関する重要な問題であるから、すみやかに本事業を国費をもつて遂行せられたいとの請願。

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第一六七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第一六七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第一六七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

住宅金融公庫予算増額に関する陳情

陳情者 福岡県八幡市議会議長 上段逸作

政府は近く国土調査法を制定し、国土の総合調査を数年計画をもつて実施するとのことであるが、これは国土の再建上極めて適切なものであり、ことに北海道に關する調査は北海道の総合開

拓に達した由であり、かくては昭和二十六年度の申請に対する分は微々たるものと憂慮されるから、これが予算を大幅に増額せられたいとの陳情。

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

住宅金融公庫予算増額に関する陳情

陳情者 福岡県八幡市議会議長 上段逸作

政府は近く国土調査法を制定し、国土の総合調査を数年計画をもつて実施するとのことであるが、これは国土の再建上極めて適切なものであり、ことに北海道に關する調査は北海道の総合開

拓に達した由であり、かくては昭和二十六年度の申請に対する分は微々たるものと憂慮されるから、これが予算を大幅に増額せられたいとの陳情。

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

住宅金融公庫予算増額に関する陳情

陳情者 福岡県八幡市議会議長 上段逸作

政府は近く国土調査法を制定し、国土の総合調査を数年計画をもつて実施するとのことであるが、これは国土の再建上極めて適切なものであり、ことに北海道に關する調査は北海道の総合開

拓に達した由であり、かくては昭和二十六年度の申請に対する分は微々たるものと憂慮されるから、これが予算を大幅に増額せられたいとの陳情。

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

住宅金融公庫予算増額に関する陳情

陳情者 福岡県八幡市議会議長 上段逸作

政府は近く国土調査法を制定し、国土の総合調査を数年計画をもつて実施するとのことであるが、これは国土の再建上極めて適切なものであり、ことに北海道に關する調査は北海道の総合開

拓に達した由であり、かくては昭和二十六年度の申請に対する分は微々たるものと憂慮されるから、これが予算を大幅に増額せられたいとの陳情。

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

住宅金融公庫予算増額に関する陳情

陳情者 福岡県八幡市議会議長 上段逸作

政府は近く国土調査法を制定し、国土の総合調査を数年計画をもつて実施するとのことであるが、これは国土の再建上極めて適切なものであり、ことに北海道に關する調査は北海道の総合開

拓に達した由であり、かくては昭和二十六年度の申請に対する分は微々たるものと憂慮されるから、これが予算を大幅に増額せられたいとの陳情。

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

請願者 第一六七号

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

国土調査事業実施等に関する請願

住宅金融公庫予算増額に関する陳情

陳情者 福岡県八幡市議会議長 上段逸作

政府は近く国土調査法を制定し、国土の総合調査を数年計画をもつて実施するとのことであるが、これは国土の再建上極めて適切なものであり、ことに北海道に關する調査は北海道の総合開

拓に達した由であり、かくては昭和二十六年度の申請に対する分は微々たるものと憂慮されるから、これが予算を大幅に増額せられたいとの陳情。

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

災害復旧事業費予算増額に関する請願

請願者 第一六七号

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された

第三七七号 昭和二十六年四月十三日受理

昭和二十六年五月十八日印刷

昭和二十六年五月十九日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁